

## 令和3年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月18日
2. 招集の場所 可児市役所議場
3. 開 会 令和3年3月18日 午前8時59分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

- 議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について
- 議案第3号 令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第6号 令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第9号 令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について
- 議案第10号 令和3年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第11号 令和3年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第12号 令和3年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第13号 令和3年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第14号 令和3年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第15号 令和3年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第16号 令和3年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第17号 令和2年度可児市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第18号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第20号 令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 令和2年度可児市御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について

### 5. 出席委員（20名）

委員長	山田喜弘	副委員長	伊藤壽
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二

委員 中村 悟  
委員 野呂 和久  
委員 天羽 良明  
委員 板津 博之  
委員 渡辺 仁美  
委員 田原 理香  
委員 松尾 和樹

委員 山根 一男  
委員 酒井 正司  
委員 川上 文浩  
委員 勝野 正規  
委員 大平 伸二  
委員 中野 喜一  
委員 奥村 新五

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 澤野 伸

監査委員 川合 敏己

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会総務課長 梅田 浩二

議会事務局記 下園 芳明

議会事務局記 林 桂太郎

議会事務局記 松倉 良典

○委員長（山田喜弘君） 皆さん、おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開します。

本日は、報道機関から取材の申込みがありましたのでよろしくお願いします。

はじめに、委員長報告に付する意見について自由討議を行います。

その前に、副委員長から読み上げますのでよろしくお願いします。

○副委員長（伊藤 壽君） それでは、お手元に配付してあります1枚物の用紙、3項目ほどあります。予算決算委員会での委員長報告に付す意見ということで、読み上げさせていただきます。

まず1つ目に、住宅新築リフォーム助成金についてでございます。

住宅新築リフォーム助成金の制度が変更されるが、変更に際しては市民、事業者及び議会に事前に説明し周知すること。また、市民に不利益となる事業については十分な周知期間を設けて実施すること。

2つ目として、デジタルトランスフォーメーション（DX）についてでございます。

学校でのICT化への取組が進められているが、市のデジタルトランスフォーメーション（DX）をどのように進めるのか示すこと。

3つ目として、可児とうのう病院についてでございます。

可児とうのう病院への補助金（医療機器整備等助成事業補助金）は、医療機器を整備し医師確保を図ることであったが、人件費に充当すると用途が変わることになる。病院の経営において、新型コロナウイルスの感染拡大による影響と、病院と健康管理センター、老人保健施設と3施設があるが、病院本体の経営上の問題を明らかにすることにより将来の財政的なサポートにつながるので、その状況を明らかにすること。

ただし、ここで、1番目の住宅新築リフォーム助成金について、下段の分で下から2行目に続き、「また」からですが、訂正させていただきたいと思います。「また、事業の内容の変更等により市民に不利益が生じる場合は十分な周知期間を設けて実施すること」と変更させていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） それでは、昨日の委員会において御意見をいただきました委員長報告は今のとおりでございます。

ここで皆様の御意見をいただきたいと思いますと思いますが、正・副委員長で協議したところ、3番目の可児とうのう病院については、令和元年度の議会において、可児とうのう病院が本市の基幹病院として位置づけられ、医療機器整備補助金の在り方について、機器整備に関わる医師の確保につながるための有効な支援ができるよう適切な対応を講ずることと提言をしております。また、本年の2月24日にも、企画部長から去年の提言に対して回答をいただいておりますので、これについては委員長報告に改めて意見を付することは取りやめたいというふうに思っております。

2番目のデジタルトランスフォーメーションについても、今、国がデジタル庁の設置に向

けての法案等も出しております。新しく情報企画室で全庁的に取組をするというようなことも総務部長が言っておりますので、これについても委員長報告には付さないようにいたしたいというふうに思っております。

それで、今の部分については、それぞれの所管の委員会で審査、また継続的に調査・研究をしていただければというふうに思います。

それでは皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、まず1番は委員長報告に付したいというふうに思っております。

**○委員（富田牧子君）** 前半部分はいいと思うんですね、1番の住宅新築リフォーム助成金について。後段、先ほど言い直しがありましたけれど、市民に不利益となるという、その不利益となるということが私はちょっとこの中身に合わないんじゃないか。利率、補助率を下げてももう少し多くの人にこの事業で助成金が、Kマネーですけど行くようにという趣旨だと思うので、そうした意味では、市民が不利益って一体どういうことなのかなと思うんです。これが受けられる市民が多くなれば多くなるほど不利益ではなくなるというふうに思いますし、前の2行だけでいいんじゃないでしょうか。説明は確かにありませんでしたので、説明をきちっとしていただくということは当然のことなので、前2段だけでいいんじゃないでしょうか。

**○委員長（山田喜弘君）** ありがとうございます。

不利益というのは、副委員長のほうから言い直しをさせていただきましたけれども、令和3年度から、今富田委員が言われたように、4月から始まるとなると周知期間もなしに制度変更をするということで限度額が下げられるということなので、去年と同じようつもりで4月から市民の方がこういう業者にリフォームをお願いしたいということになると、やはり周知期間が不足しているんじゃないかということでの不利益ということであります。

なので、ここを今富田委員は削除してもいいんじゃないかという話でしたけれども、そのことについては、やはり議会としてしっかり執行部に意見を言ったほうがいいんじゃないかというふうには今考えております。

ほかに御意見があればお聞きしたいです。

**○委員（野呂和久君）** 最初の住宅新築リフォーム助成金の制度が変更されるがというふうになっておりますけれど、そもそもの課題、問題だったのは説明がなかったということなので、新築リフォームの助成金制度の変更の説明がまずなかったということは表記したほうがいいかなと思います。そうでないと、その後の文章を考えると、変更に際しては議会はもちろんのこと、あと市民、事業者についても事前に説明しなきゃいけないよということ述べたほうがいいと思います。

**○委員（勝野正規君）** タイトルが、内容はいいんですけど、住宅新築リフォーム助成金というよりも、例えば前回やった地域防災力向上事業補助金でもちょっといざこざがあったみたいですけども、このタイトル自体がもう市民向けの各種助成制度についてということで、内容を、今回住宅新築リフォーム助成金の制度云々ということにしたほうがいいんじゃない

のかということと、この間の執行部の説明では確かに市民、議会への周知、説明はなかったんですけども、事業者へは説明したと。そのような中でも、天羽委員がおっしゃっておったように、先週市民向けの新聞折り込みにはチラシが入っていて、10%ということが確かに明記してあったんで、全ての事業者の説明したかは分かりませんが、執行部としては事業者へ説明したよと。市民、議会はしていないよというのははっきり言っていたんで、ちょっと内容を。基本的にはタイトルがほかの制度へも、今後こういうことがないようにということを言いたいと思うんで、タイトルを住宅リフォームに特化する必要はないのかなと思います。

○委員長（山田喜弘君） 暫時休憩とします。

休憩 午前9時08分

---

再開 午前9時22分

○委員長（山田喜弘君） それでは委員会を再開します。

これについて、文言等を整理していきたいと思います。

○委員（板津博之君） 1番の住宅新築リフォーム助成金についてですが、昨日の自由討議の中、それから本日の自由討議の中でも各委員さんからいろんな御意見が出ましたけれども、これにつきましてはしっかり議論の中の内容を反映していただく形で正・副委員長のほうで委員長報告に反映していただければそれで結構かなというふうに思いますので、そのようにしていただきたいと思います。以上です。

○委員（川上文浩君） 2番のデジタルトランスフォーメーションなんですけれども、今後、重要な課題であると思いますし議会も関わっていかなくちゃいけないということで、これは新しい取組として市が進めるということですので、委員長報告の中のこういう意見がありましたということで付していただいて表現していただければと思いますし、3番の可児とうのう病院についても、今まで補助をずっとしてきたわけですけども、一向に人員確保の面で改善がされないということもありますので、このところも委員長の報告の中に意見があったということに付していただいて報告に入れていただければいいんじゃないかというふうには思います。

○委員長（山田喜弘君） お諮りします。

そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、自由討議を終了いたします。

では本日、本委員会に付託されました議案第2号から議案第16号までの令和3年度各会計当初予算、議案第17号から議案第21号までの令和2年度各会計の補正予算についての討論及び採決を行います。

発言される方は挙手をして、委員長の許可を得てマイクのスイッチが点灯したことを確認してから発言をしてください。

初めに討論を行います。

各議案についての反対の討論及び賛成の討論の確認をいたします。

まず反対の討論のある方は挙手を願います。

では、伊藤健二委員、議案番号を教えてください。

○委員（伊藤健二君） 議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について、議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、最後に、議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について、以上の3議案です。

○委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

続いて賛成討論される方、議案番号を教えてください。

○委員（勝野正規君） 議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算についてです。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

○委員（中野喜一君） 議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算についてと、議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算についてをやりたいと思います。

○委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、議案ごとに討論を行い、採決を行います。

発言される方は挙手をして、委員長の許可を得てから発言をしてください。

議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について、討論を行います。

菅政権は医療法等改正案、医療制度改正一括法案を今国会に上程をします。公立・公的病院の病床を削減し病院統合の促進を狙うものであります。75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割負担に引き上げる、こうした制度も導入する狙いであります。若い世代でのコロナ禍による困窮と、そして貧困の拡大、独り親等の弱者、年金生活の高齢者世帯に負担が重くのしかかる構造となっています。こうした中で、可児市の2021年、令和3年の予算の評価点としましては、一つに国民健康保険税、国保税率は値上げ改定を行わず所得が後退している状況の下でコロナ減免制度を運用している、この点については評価ができると思います。いわゆるコロナ特例交付金等の活用です。

2つ目は、学校施設の特別教室に空調エアコンを設置することが明らかになりました。令和2年の補正予算で組み込まれております。

3つ目には少人数学級の課題です。本可児市議会でも少人数学級の推進を、意見を上げておるところであります。政府が一步前に進めることを決断いたしました。その結果、岐阜県は4月から小学4年生を35人学級に改善をされます。可児市におきましては5学級がこれにより増えることとなりました。

4つ目には介護保険の切替えて国の保険制度が後退をして、廃止をしていく。その中で、

現在可児市民が多く利用しているおむつ等の支給助成に関しては介護保険市町村特別給付費を活用し、そちらへ切り替えて、予算額では約2,900万円を見込んでおります。

このほか、高齢者介護福祉体制の構築に向け、まちかど運動教室などをはじめとする保健予防活動、予防介護活動を積極化した安気のまちづくり予算となっている、こうした点は大きく評価をするものであります。

その上で、以下の事項に論及をし、問題点として指摘をせざるを得ません。

1点目は、リニア中央新幹線関連費用の支出、リニア建設促進期成同盟会費に反対をいたします。

2つ目は、以前から指摘をしております下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）グランドルールの代替業務が、2019年度、今分かる一番新しい年度であります。年間で4億円近く、3.9億円余も随意契約で行われてまいりました。そして、この額は僅かですが微増しています、増加をしています。合特法グランドルールの廃止すること、年々増大する、代替業務として提供している業務につきまちはきちっと一般で行っている一般競争入札とするべきであります。

3つ目に、電源立地地域対策交付金を700万円増額し、予算には1,200万円の特定財源として予算化されております。超深地層研究所が2021年度以降で閉所する見込みとのことでありまして、電源立地地域対策交付金1,200万円、これはいわゆる超深地層研究所分、予算書の31ページであります。これについてはいずれなくなつてまいります。原発推進政策を批判する立場から、この点については反対をいたします。

4つ目に、国・総務省の情報通信技術関連の利権まみれのICT普及論は国民の納得を得ておりません。マイナンバーカードは、振り返れば2013年に成立をいたしましたマイナンバー法に基づき、2016年から希望者に顔写真やICチップの入った個人番号カードを交付しているところであります。現在は、社会保障、税、災害の3分野でのみカード利用を導入しておる現状です。また、個人情報漏えいやなりすましの防止のために個人情報を一元管理せず、年金の情報は年金の事務所に、地方税情報は市町村にと分散して管理をしているという現状にあります。

ところが、国は政策の目玉として、デジタル庁の創設によって、1つ、国・自治体のシステムの統一標準化、2つ、マイナンバーカードの普及促進を進め各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化、3つ、民間等のデジタル化支援とともにオンライン診療やデジタル教育などの規制緩和などを進めようとしておるところであります。マイナンバー制度は、既に運転免許証交付、警察公安調査等、年金の支給、年金機構の関係、そして、税・所得管理に個人情報がひもづけされている現状にあります。国民監視の強化や個人情報の漏えいが懸念されるところであります。こうしたマイナンバー関連の予算には十分に慎重であるべきだとの観点から、この点につき問題と考えております。

以上、4つを理由として、令和3年度可児市一般会計予算については反対であります。

以上で反対討論を終わります。

○委員（勝野正規君） 議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度一般会計予算の規模は、前年度比21億7,000万円、6.9%減で新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり厳しい財政状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症への対応とこれからの可児市を見据えた姿勢が表れていると感じます。

令和3年度は可児市政経営計画2年目の年です。同計画では実現する姿として、「住みごこち一番・可児～安心、元気、楽しいまち～」の推進を掲げ、これまでの4つの重点方針に取り組んでいきます。

このうち、最重点施策として企業誘致とシティプロモーションを掲げ、これからの可児市が注力すべき施策がより明確に示されています。最重点施策の企業誘致については、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発を計画どおり着実に進めていただき、積極的な企業誘致を進めてほしいと思います。シティプロモーションについてはNHK大河ドラマ「麒麟がくる」のレガシーを引き継ぎ、生かすとともに、木曽川左岸、鳩吹山、可児川下流域癒やしの空間、明智光秀生誕地、戦国時代の城跡、美濃桃山陶の聖地を柱とする市の魅力を市内外にしっかり伝えてください。

4つの重点方針の中で、重点方針の3. 地域・経済の元気づくりでは最重点施策で述べた可児御嵩インターチェンジ工業団地の開発、シティプロモーションの推進のほか、可児駅周辺では可児駅前線の供用開始や市道117号線の整備が行われます。重点方針4のまちの安全づくりでは、室原川の改修着手や河川のしゅんせつ工事、道路排水等の整備を行い、近年頻発する集中豪雨への対策を講じます。

以上のことから、令和3年度一般会計予算案については重点方針に基づいた施策としながらも、次世代に大きな負担をかけない財政基盤にも配慮した予算であると考え、本予算が適正かつ効率的に執行され、一層、市民福祉の向上と可児市発展につながることを願いまして賛成討論といたします。

○委員長（山田喜弘君） それでは討論を終了します。

これより、議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第2号 令和3年度可児市一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第3号 令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について採決を



いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第3号 令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

激変緩和措置が期限切れとなり、この間低所得者への軽減税率が数年かけて縮小されてきましたが、これが令和3年には、保険料の軽減措置の特例が全て廃止をされます。すなわち、負担が増加をするということでもあります。

後期高齢者の患者窓口負担を2割に引き上げる改悪、健康保険法改正案により、来年、令和4年度の後半には実施が見込まれる状況となりました。岐阜県では2割負担対象者が5万9,000人、これは県全体の18.8%を構成する人数であります。また、現役並み所得者のいわゆる3割負担の対象者は1.9万人、県の5.9%に相当する規模ともなります。窓口負担が今後ともどんどん重くなるのが今日の後期高齢者医療制度となっております。高齢者の生活を脅かし、格差と貧困の連鎖を助長する後期高齢者医療制度には反対であります。以上です。

○委員（中野喜一君） 議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

保健事業ではぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に取り組み、被保険者の健康増進・維持を図っています。

後期高齢者医療特別会計では、岐阜県後期高齢者医療広域連合との連携や役割分担の下、健全な財政運営や事業運営が行われており、予算に賛成いたします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） それでは討論を終了します。

これより、議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第4号 令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について、反対

の討論を行います。

国では、今後も要介護1・2のいわゆる低い介護度の利用者から介護サービスの保険給付外しを狙っております。一旦引っ込めた格好になりましたが、今後とも要介護度1・2の利用者への負担の増大を狙われております。サービス給付量の上限抑制策が引き続き検討されている現状です。第8期介護保険料の値上げが明らかとなり、月当たり月額標準で200円増大をすることが分かりました。これには反対であります。

2021年度の国家予算案の中で、介護報酬は0.7%の微増ではありますが、報酬が拡大をいたします。現場でいかに少ない人手、人数で介護の現場を回すのか、回させるのかというのが、国の検討委員会での発想と議論でありました。言い換えれば、人員配置基準の緩和等もここに帰着することになりかねません。サービス提供に当たり、介護事業者に適切かつ有効なもの、サービスの実施を求める。今はまだ努力段階ではありますが、努力義務レベルではありますが、こうしたものが今後どんどん強められていく状況と考えられます。その中身に十分な注視が必要であります。

今、取り沙汰されているAI活用で数値化をした標準モデルによる給付の統制、標準モデル以外の部分はどんどん切り捨てていく、そうしたことも狙われていくのではないのでしょうか。また、調整交付金の交付に係る給付費適正化、5事業の強要や介護認定の引下げ圧力が今後ますます強まりかねず、本体の介護保険制度そのものに反対をせざるを得ません。

以上で反対討論といたします。

○委員（中野喜一君） 議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

低所得者の方に対しては、一般会計からの繰入れによる介護保険料軽減措置を拡充しており配慮がなされた予算となっております。このようなことから、令和3年度の介護保険特別会計については適正な予算であると考え、賛成いたします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） それでは討論を終了します。

これより、議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算について採決いたします。挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第5号 令和3年度可児市介護保険特別会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第6号 令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第6号 令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第7号 令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第7号 令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第8号 令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第8号 令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第9号 令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について一括採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

举手全員であります。よって、議案第9号 令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号から議案第14号までの令和3年度可児市土田、北姫、平牧、二野、大森各財産区特別会計予算についての5議案に対する討論を行います。

〔举手する者なし〕

討論がありませんでしたので、討論を終了いたします。

これより、議案第10号から議案第14号までの令和3年度可児市土田、北姫、平牧、二野、大森各財産区特別会計予算についての5議案について一括採決いたします。

举手により採決をいたします。

原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、本5議案は原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和3年度可児市水道事業会計予算について討論を行います。

〔举手する者なし〕

討論がありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第15号 令和3年度可児市水道事業会計予算について採決いたします。

举手により採決をいたします。

原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議案第15号 令和3年度可児市水道事業会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和3年度可児市下水道事業会計予算について討論を行います。

〔举手する者なし〕

討論がありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第16号 令和3年度可児市下水道事業会計予算について採決いたします。

举手により採決をいたします。

原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議案第16号 令和3年度可児市下水道事業会計予算については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和2年度可児市一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。

〔举手する者なし〕

討論がありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第17号 令和2年度可児市一般会計補正予算（第9号）について採決いた

します。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第17号 令和2年度可児市一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第18号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第18号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論は終了します。

これより、議案第19号 令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号 令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論は終了します。

これより、議案第20号 令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号 令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんでしたので、討論を終了します。

これより、議案第21号 令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号 令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

以上で、本日の当委員会の日程は全部終了いたしました。

それではお諮りいたします。本日、審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

今回の予算決算委員会の進め方につきまして、委員の皆様から御意見があればいただきたいと思っております。

〔挙手する者なし〕

御意見がありませんでしたので、以上で終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、これで予算決算委員会を閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午前9時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月18日

可児市予算決算委員会委員長